

昭和三年三月十日

第廿八卷

法學

第一號

三月號要目

◆第三十回卒業試驗施行
◆第三十回生第三回豫備試驗成績發表

(表紙の二)

(審査員評) (一六)

○第三十回生第三回豫備試驗優良答案

(編輯部選) (一八)

□研究 欄

(編輯部選) (一八)

◇受驗 感想 (三篇)

(編輯部選) (一八)

◇受驗 顧問

(編輯部選) (一八)

□山會の流を瞳めて(五)

會友 月嶺山人 (二二)

□選舉 雜感

記者 三輪芳洲 (二四)

□他山の石(二)

記者 小西郷愁 (二八)

□春三月・新なる友を迎ふ

(卷頭言) (二)

□教育道話

主幹 澤野民治 (三)

□宰洲隨筆(其十二)

會長 勝田主計 (四)

□昭和維新政治と新青年

日本大學 法學士 富山勝藏 (六)

□鐵道鐵道の利用に就て(十)

會友 東京 鐵道局書記 遠藤喜義 (一〇)

□質問 應答

辯護士 奥田三之助 (二七)

□日記懸賞當選者發表

(表紙の二)

□新學期開講に際し會員諸君に告ぐ

事務局 (元)

○法制健兒團創立促進運動に就て

創立委員 (四三)

○普選ニユース

(四四)

□日生 特別寄稿欄

(四六)

□論 壇

(五)

◇會員だより

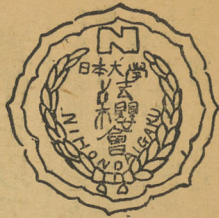
(五二)

◇編輯後記

(五五)

◇投稿規定

(表紙の三)



日本通 信大學 法制健兒團創立促進運動に就いて

四二

去年の七月日本大學法學會例會席上に於て、緊急動議として山口國堂氏提出に成る法制健兒團創立の件は、空しく總會まで保留となり、次いで九月の總會には満場一致をもつて可決され、本月まで着々と、山口氏の手に依つて進行し來り、今や本部並に各支部に於ては、國式を舉行するにまで至つたのであるが、不幸にして重鎮である山口氏は今年度徴兵検査其の他家事上の都合で思ふ様な活動も出来ず、同君は非常に其れを遺憾とし、今回母會記者並に前法學會總務たりし中村美佐雄氏が、其の任に當りヨリよく發展する事に決した。同氏は母會に居る關係上非常に仕事の上から言つても都合がよく、此處に氏自から奮起して山口氏同様の職務に當る事になつたのである。向本創立運動に關する詳細なる問合せは、法學學會内法制健兒團創立委員宛の事。

創立運動方法

- 一、本部は母會内に置き支部は各郡、町、市に置く。
- 二、創立準備委員會には常任委員長一名常任委員三名をおく。
- 三、創立準備委員會には各自の郷土に於て法制健兒團を糾合して組織する事。
- 四、地方健兒團組織には一定の事務所を定め法制誌上に發表し、其の縣の會員會友に邀して團結糾合する事。
- 五、尚委託し事は二錢切手同封の上本部に申し込まれ度し、回答す。

支部規約並に準備委員住所氏名左の如し

- 一、會員會友は在記各自郷土の支部委員の許へ住所氏名生年月日母會入會回数に明記して申込む事。
- 二、支部創立委員は在記各自郷土の支部委員の許へ住所氏名生年月日母會入會回数に明記して申込む事。
- 三、各支部入會希望者は入會回数生年月日を明記し本部に申込れ度し、本部に於ては適宜の便宜を與ふるものとす。
- 一、新潟縣東頸城郡下保倉村、山田義雄 二、山梨縣西八代郡榮村井出、加藤喜一 三、靜岡縣磐田郡大藤村藤上原、鈴

- 木幸徳 四、熊本縣阿蘇郡白水村大字白川、後藤基房 五、平岡、島山一二男 七、茨城縣久慈郡下小川村久隆、大森政雄 八、宮城縣桃生郡二俣村宇尾崎、内海多利男 九、福井縣今立郡北中山村下戸口、堀川仁作 十、和歌山縣海草郡加茂村橋本、中西武雄
- 本部員たるもの 本部員は東京市内並に郡部に居住するもの、日入會回数明記の上申込むもの。